

令和3年10月26日

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法の弾力的運用の終了について

消費者庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて実施していた、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）第8条の規定の弾力的運用について、令和3年12月31日をもって終了する旨を、本日、農林水産省と連名で関係機関に通知しました。

<添付資料>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法の運用の終了について

本件に対する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室

担当者：宮本、伊藤

TEL：03-3507-8800（内線2612）

直通：03-3507-9144

農林水産省消費・安全局

消費者行政・食育課

担当者：阿部、大曲

TEL：03-3502-8111（内線4630）

直通：03-6744-1703

3 消安第3894号
消表対第1767号
令和3年10月26日

各都道府県米トレーサビリティ法主管部（局）長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
消費者庁表示対策課長

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法の運用
の終了について

このことについて、「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法の運用について」(令和2年4月10日付け2消安第226号及び消表対第712号)を発出し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第8条の規定の運用を緩和する措置を講じてきたところですが、令和3年12月31日をもってこの通知を廃止することとしましたので、適切な対応をお願いします。